

資料 1

札内川技術検討会について

札内川技術検討会(第1回 平成23年9月26日)

札内川技術検討会 設置要領（案）

（目的）

第1条 検討会は、十勝川水系河川整備計画に定める「河川整備の実施に関する事項」のうち、札内川の河川整備に関わる技術的な内容について検討を行うものである。

（組織）

第2条 検討会は、学識経験を有する者等のうちから北海道開発局帯広開発建設部長が委嘱する者をもって組織する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 検討会には、委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により選出し、検討会を総括する。

（オブザーバー）

第3条 検討会には、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

（議事等）

第4条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 検討会の議事は、原則として公開するものとする。

（事務局）

第5条 事務局は、北海道開発局帯広開発建設部治水課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が検討会に諮って定める。

（附則）

この要領は平成23年 9月26日から施行する。

委員

（敬称略：五十音順）

学識者	職名	所属
泉 典洋	教授	北海道大学大学院 工学研究院
斎藤 新一郎	所長	環境林づくり研究所
中村 太士	教授	北海道大学大学院 農学研究院
藤巻 裕蔵	名誉教授	（帯広畜産大学）
丸山 純孝	名誉教授	（帯広畜産大学）
柳川 久	教授	帯広畜産大学 畜産生命科学研究部門
渡邊 康玄	教授	北見工業大学 社会環境工学科

検討会の目的

(設置要領第1条より)

「検討会は、十勝川水系河川整備計画に定める「河川整備の実施に関する事項」のうち、札内川の河川整備に関わる技術的な内容について検討を行うものである。」

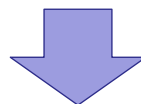
河川整備計画「河川整備の実施に関する事項（札内川）」

【洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項】

- ・ 堤防の整備、堤防の保護対策、内水対策、広域防災対策、地震対策

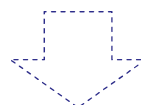
【河川環境の整備と保全に関する事項】

- (1) 河畔林の保全、河岸の多様化
- (2) 魚がすみやすい川づくり
- (3) 河川景観の保全と形成
- (4) 人と川とのふれあいに関する整備
- (5) 地域と一体となった川づくり



検討会での議論（専門的見地から）

- ・ 目標を達成するため、治水上、河川環境上の留意点・課題を抽出。
- ・ 河川整備を実施していくうえでの技術的な課題解決を図り、対策案をとりまとめる。



検討会において追加対策が必要と判断された場合（整備計画改定）

検討会でとりまとめられた対策案について、流域委員会において整備計画改定について議論。

第1回検討会（H23年9月26日）

- 治水・利水・環境上の要請を踏まえた河川整備の留意点
- 河道河川環境の変化要因、問題点について議論

第2回検討会

- 河道環境変化（前回議論）に対する対策案について議論
- 地域からの要望に対する対策について議論

第3回検討会

- 具体的な対策案について議論

第4回検討会～

- モニタリング結果の評価，対策の見直し

要望

提案

協働

（地域）

・ 関係機関

・ 住民